

横浜市立大学学術情報センター

貴重書 月替わり展覧会リーフレット (154)

2024年7月の作品は

あほ
「安好文書」

—文書に見る武士のサバイバル術—

展示テーマ

～家の存続と所領～

武士という言葉聞いて、どのようなイメージを持つだろうか。武士は戦で戦う、武力を持った集団だというイメージが強いと思うが、その武力を維持するためには、土地を支配し税を集める必要があった。「一所懸命」の言葉のように、武士は土地と生活を重視しており、それを守る為に戦っていた。このように、武士は武力を持ち権力に仕える側面と土地を支配し、税を徴収する領主の側面を持っていた。また、土地支配の証拠となったのが、権力による承認であり、発給された文書によって保障されていた。

このように、武士にとって土地とは生活に直結するほど重要なものであったが、そのために土地の所有をめぐる問題も発生する。力づくで他人の土地を勝手に支配し、税や財産を徴収する押領や土地の所有権をめぐる問題などが起き、戦闘や訴訟に発展した。鎌倉時代に成立した武家法である「御成敗式目」の中にも所領に関する法律が制定されており、土地をめぐる問題と訴訟が実際に起こっていたという事が分かる。

このリーフレットでは、実際に武家に伝わった家伝文書を紹介し、文書の中にどのような情報を残しているのか、またそこから見える武士団が戦乱の中で土地と勢力をどのように保っていたかを紹介していく。



(巻頭と箱)



(足利氏満書状)

「安好文書」(1巻)

南北朝時代～室町時代

元弘3(1333)年～享徳27(1478)年

縦 33.5cm × 横 921cm

「安好文書」は武家である安保氏に伝わった家伝文書で、元弘3年に安保光泰(生没年不詳)に送られた「足利尊氏^{そではんくだしびみ}袖判下文」から享徳27年の「古河公方足利高基^{こがくほう}感状」とそれに副えられた「築田高助^{やなだ}副状」まで約140年の間に書かれた書状をまとめたものである。書状の多くは、安保氏に送られた下文や奉書^{みやうしよ}、御教書等であり、土地に関連した書状が多くまとめられている。この文書を伝えた安保氏とは、どのような氏族だったのだろうか。

安保氏は、武蔵国の武士集団である武蔵七党のうち、丹党に属した武家である。安保氏初代である安保実光(1142-1221)が治承・寿永の乱期に源氏方につき、源範頼(1150-1193)の配下として平家追討軍に参加したことで御家人としての地位を得た。安保実光は北条氏の要請で承久の乱にも参戦し、宇治川合戦で激しい合戦の末討死したという。実光が討死した後、息子の実員^{さねかみ}が播磨国守護に任じられ、実光の孫娘が北条泰時(1183-1242)の後室となるなど北条氏との関係を深め、家の存続を図っていた。鎌倉時代末から南北朝時代にかけてでは、元弘の乱時に幕府側が動員した御家人の中に安保氏の名前があるほか、討幕軍の足利尊氏(1305-1358)旗下に「安保丹後守^{たんごのかみ}」【安保光泰】の名前が見える。「安好文書」に含まれている書状は光泰宛の書状が一番古い時代のものであり、他の書状も光泰の子孫が受け取ったものが含まれており、本学が所蔵している文書は光泰とその子孫の土地に関する書状がまとめられた物であることが分かる。

展示のみどころ

～安保氏と権力～

「安保文書」には、足利尊氏や高師冬（生年不詳—1351）などの人物からの書状が含まれている。以下の写真で、2つの書状の内容を紹介する。



「足利尊氏袖判下文」元弘3（1333）年

右側の「袖」に花押を書く「袖判下文」という様式をとっている。この「袖判下文」という形式は鎌倉幕府の初代将軍である源頼朝（1147–1199）も用いており、上位下達が強調されている形式で、尊氏の力の強さが表れている。

安保氏は元々北条氏との関係が深く、元弘の乱では安保氏の惣領（一族に対する統制権を持つ人物）である「安保道湛入道」が幕府方として鎌倉の防衛に参加している。安保道湛入道とその子息たちはこの防衛戦時に討死にしており、勝利した足利尊氏は安保氏の惣領権を光泰に与えている。光泰は惣領に従わず独自行動をとっており、足利尊氏との主従関係を結ぶなど時流を見極め、家の存続を図っていた。

また安保光泰は出家したのち、光阿と名乗り子息たちに所領を譲渡した。



「安保光阿譲状」 暦応3（1340）年

「安保光阿譲状」では所領分配が明確に記され、光阿の文言と花押が添えられており、光阿の意思が明確に示されている。

長男泰規には「惣領中務丞泰規所譲与也、御公事以下一族催促、任先例可致御沙汰」と書き残しており、税の徴収や一族の統率を任せている。また次男直実には「守此状可知行、若背此旨及異論者、可致罪科者也」という文言、三男範実には「若背此状致違乱者、可被處（処）罪科者也」という文言を書き残しており、この書状に従うことを求められ、これに違反すると「罪科者」であるとしている。これらの記述から長男泰規を惣領として一族の統率や税の徴収を任せ、その地位を譲状で保証している。また、次男直実と三男範実にも土地を譲っているが、譲状に書かれた土地配分を守り、またそれに異論を唱えることがないようにしており、一族間での争いを防ぎ、統率を取ることが出来るようにしている。

また、この書状の最後には、関東執事職についていた高師冬による「一見畢」という書状の着到の文言が書かれている。この当時、師冬は常陸を中心に北畠親房の指揮する南朝方と対峙しており、安保氏は師冬の指揮下に入っていた。光阿はこの戦乱での討死等を考慮して一族の所領配分を決めている。また、これを師冬に認めてもらうことで譲状が権力に承認された形となり、より効力を発揮できるようにしている。

このように、安保氏は権力から武力を求められる代わりに、権力に土地や惣領権等を保障してもらうことで家を守っていたということが文書から見る事が出来る。

参考文献

- ・小島道裕, 2016, 『読めなくても大丈夫！中世の古文書』河出書房新社。
- ・新井浩文・伊藤一美・井上聡 校訂, 2016, 『安保文書』八木書店。
- ・伊藤一美, 1981, 『武蔵武士団の一樣態』文献出版

あとがき ～貴重資料に触れて～

本リーフレットを作成するにあたって安保氏を中心に武士のことにについて調べたが、所領を得るにも正当性が必要であったり、武力や支配力が足りない他者に押領されてしまったりと、武士の地位は安定しないものであった。その地位の正当性を保証する文書は、当時の武士にとってとても重要なものであり、武士の命綱ともいえると感じた。

※コレクションの閲覧は、作品保護のため、展示品を除き申請が必要です。また、利用は学術研究目的に限らせていただきます。

令和6年7月1日発行
令和5年度 日本文化論A受講生 編集
236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2
横浜市立大学 学術情報センター

第155回展示は令和6年8月上旬からを予定しています。